

# 平成28年度の任意継続組合員制度の見直し

## 1 退職時における軽減措置の廃止

任意継続組合員の掛金の算定となる標準報酬の月額を決定する際、「組合員期間が15年以上で、かつ退職時の年齢が55歳以上で初めての退職の場合」に該当する方については、割落とし(100分の30)の規定がありました。健康保険法と同様の取扱いにするため、平成28年7月1日からこの規定が削られる改正が行われました。

平成28年7月1日以後の任意継続組合員の掛金の算定となる標準報酬の月額は、次のいずれか低い額となります。

(A) 退職時の標準報酬の月額

(B) 前年度9月30日の全組合員の標準報酬の月額の平均額を報酬月額とみなして求めた標準報酬の月額(以下「平均標準報酬の月額」という。)

※ 平成28年度においては、標準報酬制が導入された平成27年10月1日が基準日  
(平成27年10月1日の標準報酬の月額は、第23級410,000円)

## 2 平均標準報酬の月額の計算方法の見直し

平成28年4月1日から上記(B)のとおり基準日が改正されると同時に、平均額の算出に任意継続組合員を含めることとなりました。

共済だより3月号で、平成28年度の平均標準報酬の月額は410,000円とお知らせしましたが、基準日の改正後も上記(B)のとおり410,000円となります。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306